

第三十一回国会 衆議院 内閣委員會議録

第二十四号

(四〇四)

昭和三十四年三月二十五日(水曜日)

午前十時五十八分開議

出席委員

委員長代理 理事平井 義一君

理事岡崎 英城君 理事高瀬 傳君

理事高橋 禎一君 理事前田 正男君

理事受田 新吉君

今松 治郎君 小金 義照君

綱島 正典君 富田 健治君

橋本 正之君 保科善四郎君

西ヶ久保重光君 石橋 政嗣君

石山 權作君 柏 正男君

出席政府委員

総理府総務長官 松野 頼三君

総理府事務官 吉田 威雄君

(内閣総理大臣官房庶務部長)

防衛庁参事官 山下 武利君

(総務局長) 厚生政務次官 池田 清志君

厚生事務官 森本 潔君

(大臣官房長) 厚生事務官 小山進次郎君

(大臣官房参事官) 委員外の出席者

大蔵事務官 市瀬 泰藏君

(管財局固有財産第二課長) 専門員 安倍 三郎君

三月二十四日

恩給法の一部改正に関する陳情書

(垂水市修原鹿見島県傷痍軍人会岩元喜太郎)(第四四〇号)

召集旧軍人関係恩給の加算制度元に

関する陳情書(東京都目黒区駒場町

八六一旧軍人関係恩給権擁護全国連合会長草鹿任一)(第四四四号)

建国記念日制定に関する陳情書(佐賀県議会議長山下徳夫)(第四四五号)

同(鹿児島市山下町一七九伊地知四郎)(第四四六号)

同(宇都宮市堀田町四五八の一佐野五郎)(第四六七号)

同(福岡市東中洲町大踏社長井上吉左衛門外十名)(第四六八号)

同(山口市後河原山口県神社庁長土山昇)(第五二〇号)

紀元節復活等に関する陳情書(富山市大泉新町三九森田範正外三十二名)(第四四七号)

自治省設置に関する陳情書(香川県議会議長大久保雅彦)(第四六九号)

同(高根県議會議長室崎勝造)(第五三八号)

都市計画行政を自治庁所管とする案に反対の陳情書(東京都千代田区平河町二の九財団法人都市計画協会会長飯沼一省)(第四七三三号)

旧軍人関係恩給の加算制度元に関する陳情書(新潟県西蒲原郡巻町新潟県旧軍人関係恩給権擁護連盟西蒲原郡支部長松村義雄外百六名)(第五一九号)

同(奈良市紀寺町八二六奈良県旧軍人関係恩給権擁護連盟会長堀之内新蔵外三千七百八十八名)(第五三六号)

寒冷地手当増額に関する陳情書(兵

庫県養父郡養父町養父小学校朝日真)(第五二二号)

金鶏勲章年金及び一時金復活に関する陳情書(鹿児島県川辺郡川辺町清水一二九七立蘭栄造外十八名)(第五三七号)

国民の祝日に関する法律の一部改正に関する陳情書(田辺市關鷄神社内上田万一外九名)(第五四〇号)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

恩給法の一部を改正する法律案(内閣提出第四九号)

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二九号)

國の防衛に関する件

〇平井委員長代理 これより會議を開きます。

内閣委員長所用のため外出されましたので、委員長の指名によりまして私が委員長職務を行います。

國の防衛に関する件について調査を進めます。質疑を許します。西ヶ久保重光君。

〇西ヶ久保委員 具体的な問題について一、二お伺いいたします。国有財産第二課長にお伺いしたいのですが、最近だといふアメリカ軍の施設が返還されまして、地元ではかつて民有地であったり、民間の施設であったりものが、それぞれ旧軍人に接収されたりあるいは終戦後の財産整理の関係で、税金

の対象として國に所有権が移ったり、あるいはまたアメリカ軍が進駐して接収したというような形で、かつての民有地であったり民有施設であったりものが、現在には國有に変わっておるといふものがたくさんあるわけです。それがたまたまアメリカ軍の撤退によって、いわゆる國に返還されつつあるわけでありますが、かつて民有地ないし民有施設であったものに対しては、地元なりあるいはかつての所有者は、今日のこの經濟情勢から、これに対する期待が非常に大きいわけです。ところが具体的に、私どもが心配しておったように、いつの間にか防衛庁の使用に、防衛庁の施設等に転換されつつある。これは私も従前から非常に心配だったので、大蔵省に對してもしばしば進言をし、要望しておったわけでありました。それに対して大蔵省當局もたびたび言明されたことは、決してそういうものは防衛庁に無条件に渡さない。地元の要望なりあるいは地元住民の希望によって、それぞれ適切な処置をしたい。たとえば具体的には学校用地とか、あるいは特殊な施設に転換するとか、または農地に解放する、そういうたんなるたけ現地の住民の意思に沿うような処置をしたいということであつたのでありますが、しかし残念ながら具体的な事実を一つ一つ検討して参りますと、なかなか大蔵省當局がかつて言明されたようなことではなくて、逐次防衛庁に転換されつつあるのが実情であります。非常に遺憾であり

ます。そういった中で、これは特殊な例としてかつての有名な相馬ヶ原においては、これは大蔵省と農林省の非常な努力で、地元農民の期待には遠く及びませんが、百数十町歩の国有地が農地に転換されたということは、まことに喜ぶべき現象であります。近くこれは返還なり調整ができるようでありますが、こういうことは現地の農民といまして、政府の施策に対するいい感じを持っておる。これは特殊な例であります。そこでそういった見地から最近群馬県下で問題になっている点があります。それはかつて中島飛行機が所有しておりました大泉の工場並びにかつて試験飛行を行いました付屬飛行場、これが米軍の長い間の駐留によって遷延されておりましたが、最近になってこれが返還されました。返還されたのはいいのでありますが、どうもこれがまたさらにそのまま防衛庁に引き継がれる可能性が出てきたので、現地の諸君は非常に心配しておる。去る二月の群馬県議會におきましても、満場一致これが一つ地元へ使用を許可されたいという決議をしておるはずであります。ところが残念ながらこれまた具体的な点はわかりませんが、防衛庁への転換が相当進んでいるものと伺うのであります。この点につきまして大蔵省當局の全般の一般的なことに對する見解と、さらに具体的には大泉の施設がどのように現在管理されているか、また近くどういうふうになる意

向であるか、この二点についてお伺いしたいと思ひます。

○市瀬説明員 一昨年以来米軍に提供してありました施設がかなり日本側に返還されて参つておりますが、この返還された施設のうちで、民有あるいは公有に属するものはおのその所有者に返されておりますが、国有のものにつきましては処理方針は先ほど御質問がありましたが、大蔵省としましては慎重に考慮を加えた上で、国有財産の適正処分という方向で当つておる次第でございます。國の需要、たとえば防衛庁であるとか、あるいは文教施設であるとか、そういう国側の需要と、それから産業界の要望あるいは地元側の要望等も十分考慮いたしまして、その振替用計画を定めておるわけでございます。たとえば昨年の十二月末現在で返還されましたものも百四十八件について申し上げますと、大体八十二件は処理方針がきまりましたが、六十六件が未定になっておりますが、たとえば官庁施設になったものが二十八件、公共団体施設になったものが十件、住宅施設になったものが十二件、産業施設が五件、飛行場施設が五件、演習場施設が十一件、教育施設が三件、その他八件というふうに分けられておりまして、面積におきましては演習場関係の土地がかなり多くございまして、八十二件の土地二千九百七十七万坪のうち二千二百七十二万坪は演習場になっておりますが、建物で申しますと八十二件、三十五万坪のうちで、演習場関係は一万三千坪、飛行場関係は六万八千坪で、これを除きました約二十七万坪程度のものは官庁用あ

るいは公共団体用、教育施設用、産業施設用等の用途に充てておる次第でございます。

さて第二の御質問の群馬県の大泉地区のことについて申し上げますと、先ほど御質問がありましたように、この施設につきましては防衛庁は、陸上自衛隊あるいは海上自衛隊で使用したいという希望は申し出ております。しかしながら、私も大蔵省といたしましては、防衛庁の計画を長期的に御説明を伺ひまして、その長期的な見通しのもとに立つてやらんでおるわけでございますが、現段階で大泉地区に防衛庁の部隊が進出する必要性はそれほど了解されないでございまして、大蔵省としましては、それは切実な要望があるというふうな判定するわけには参らない状態でございます。逆にたゞいまお話のございましたように、群馬県当局あるいは地元大泉町当局におきまして、相当企業誘致に御熱心の傾向が見受けられます。またこれに対応しまして、民間企業でもこの施設を転用したいという強い要望もございまして、大蔵省といたしましては大体その方向に処理を進めてしかるべきかと考へておる次第でございますが、なおよく事情を検討いたしまして、最終処理方針を定め、国有財産地方審議会に諮りまして決定を見たい、こう考へておる次第であります。

隊を作りたいという意向を一ぺん表明されておたのであります。その後防衛庁当局においては、大泉地区に對してどういふ計画とどういふ意向を持っていられるか、その最近の情勢をお伺いしたいと思ひます。

○山下(武)政府委員 御承知のように防衛庁はまだ建設の途上でありまして、いろいろと施設を要することが多いわけでございます。新しく施設を建てるということになりますと、膨大な國費を要することもありますので、米軍の施設で解除になりましたところを、ことに国有の施設であるような場合にございましては、できるだけこれを防衛庁の方に使わしていただきたいというところで、大蔵省当局にもお願いをして参つておるところでございます。

今、お尋ねの大泉地区はまだ提供の解除になっておりませんので、はっきりしたことを申し上げる段階ではないわけでありまして、米軍の提供が解除になりました後におきましては、防衛庁といたしましては陸上及び海上の部隊を置きたいということと昨年来予算折衝とも並行いたしまして、大蔵省の方にお願ひを申しておるところであります。現在持っております計画は、陸上自衛隊につきましては現在豊川におります建設大隊三個を中心としたし、約四千名ばかりの部隊、海上自衛隊につきましては航空機の整備並びに教育を中心としたし、部隊約二千七百名、これを大泉地区に置きたいという計画を持っております次第でございます。

○西ケ久保委員 管財局の方にお伺ひします。大泉の施設は大体かつての工場施設と飛行場の施設に分れておるわけですが、工場施設の方の現在の坪数

とそれから建物の坪数、それから飛行場の坪数、これは今資料がありましたら御説明願ひたい。

○市瀬説明員 ただいま工場施設と申されました方は土地が全体で二十八万三千坪余りございまして、このほとんど全部が民有でございます。それから建物には約六万坪ございまして、これは全部国有でございます。ただいまは米軍に提供中でございまして、この民有地は調達庁を通じて借り上げまして、そして米軍に提供している次第でございます。それから飛行場地区でございますが、これは十八万二千坪余りの土地がありまして、これは国有でございます。

○西ケ久保委員 近く県としても、先ほど指摘したように県議会でも防衛庁の施設でなくて民間施設として地元の発展に寄与してもらいたいということと決議をしておりますので、追つて県並びに地元あげておそろく大蔵省並びに防衛庁にもそれぞれ陳情なり折衝があると思うのですが、冒頭にも指摘しましたように非常に狭い国土で人口も多いし、いろいろな意味でうごめいてゐる日本の現状から、そういう特に平坦地の、しかも人口が相当膨張しつつある状態の中で、それほどりっぱな施設があるにもかかわらず、これが防衛庁の施設となりますことは、いろいろな意味で地元の発展を阻害し、また日本全体としての仕合せのためにも不幸な面が出てくると思う。防衛庁は私も徹頭徹尾反対であります。どうしても必要ならば私どもはある程度の國費を要するとしても、もっと違った地点に選定されて、いわゆる全般的な日本の産業、経済の発展とか、あるいは

は日本人のそういった意味の仕合せを守る立場も考へてもらわなければいかぬと思う。そういった意味でわれわれは特に今大蔵省で発表されましたように、膨大な施設と、膨大な地域、しかもかなりりっぱな施設のようでありまして、こういったものがそのまゝいよいよ非生産的な防衛庁の施設になることはとても承でできない、そういう意味で地元としても非常な熱意をもってこれが民間への放出を期待し、またこれを強く要望しておるわけでありまして、先ほどの大蔵省当局の御説明で非常に意を強くするのでありますけれども、ただしかし私もがしばしば当面することは、国会でかなり良心的な答弁がありながらも、そのことがいつの間にかいゆる政府間における防衛庁と大蔵省の折衝の過程で、いわゆる国会の言明とは反対な事実が出てくることと多いのであります。これは非常に残念であります。しかし私は大泉だけではなくて、今後またさらにたくさん施設が返ってくるのであります。が、こういふことに対して大蔵省はやはり今申しましたような見地から、また先ほど大蔵省から言明されましたような態度を堅持されて、ぜひ大きな観点から民間、そして地元への優先的な、しかも積極的な払い下げなり施設転換をお願いしたいと思う。一つそういう点でとりあえず、先ほども言つたように相馬ヶ原における国有地の農地転換という思い切つたことを、現在の政府としてはかなり思い切つた処置をされて、現地でも非常な好評を博しておるということもありますので、ほかの点もそうでありまして、大泉のただいまの施設に対しては地元の要望をぜ

ひとつ積極的に取り入れていく。国会の答弁と具体的な事実がぜひ一致していくように、一つ格段の努力をしてもいいと思うのでありますが、その中で大蔵省当局のこれに対するはつきりした態度をお伺いしておきたいと思ひます。

○市瀬説明員 大泉地区につきましては先ほど全般的な考え方を申し上げましたが、実際の問題といたしましてはこの施設を有効適切に活用できる企業がどう現われてくるか、それから何と申しまして非常に大きな施設でございます。まして、先ほど申し上げましたように二十八万坪の土地の上に六万坪の国有の建物がございます。これはしかも半分以上は終戦後、終戦処理費等によりまして新築した建物でございます。これだけの施設を活用できる企業があるかどうか、一社でまかなえなければならぬという問題もございまして、企業誘致という線ではすでに一昨年来内閣におきまして、駐留軍労働者関係のために作りまして特需等対策連絡協議会、昨年それが改組されて中央駐留軍関係離職者等対策協議会の専門委員会におきまして、企業誘致の問題は大泉地区におきましても考慮されておる次第でございますので、この辺とも十分連絡をいたしまして、転活用に万全を期したいと思ひますので、ただ私も危惧しておりますのは、あまりにも大きな施設でありますので、全部転活用可能かどうかという点にあるのでございます。

○西ヶ久保委員 ただいまの御答弁のように非常に膨大な施設でありますから、これが簡単に民間で消化ができるとは限りません。これについては私どもとしても協力いたしまして、ぜひ国に迷惑をかけないような形において、これが有効に使用されることに努力したいと思ひております。そういった意味で一つ防衛庁も、あなたの方としては非常に重たいお仕事をなさる施設だと思ひますが、こういうように、今私も指摘した別な面から見ますと民間の企業発展の基礎でありますから、一つ今あなたのおっしゃったように七千人に達する膨大な部隊が移駐するということでありますが、そうなりますと、また今度はそれを中心に地方のいろいろなトラブルや混乱等も予想されますので、一つ防衛庁としては、これはぜひ他にそういったところを物色されて、大泉について、きょうの委員会限りにおいてあきらめてもらって、たまには防衛庁も民間企業の発達や民間の要望にこたえて、一つ防衛庁の腹のあるところを見てももらいたいと思ひます。そういう意味でこれは私は強く、防衛庁は少くとも大泉の基地に関しては、もうきょう限りあきらめるといふ態度を堅持してもらいたいというのを要望して、私の質問を終わります。

○平井委員長代理 次に厚生省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を許します。受田新吉君。なお厚生省の出席者は池田政務次官、森本官房長、河角企画課長、鈴村総務課長、板垣復興課長、村岡業務第二課長であります。

○受田委員 今度の厚生省設置法の改正の最も主要点は、国民年金法の施行に伴う年金局の設置である、かように了解するのであります。この改正点の第一の問題点について、私きょうは特に政府の意図するところを明らかにしておきたいのであります。昨日衆議院本会議で国民年金法が通ったわけでございますが、私はここで、社会労働委員会における国民年金法案の審議の巻き返しを全然考えておりません。しかし設置法に関する重要問題点については明らかにしておかなければならないのです。

そこで具体的にお尋ねしますが、この国民年金という制度を政府は政府なりに今回実施せんとしておるのであります。この国民年金制度という社会保障制度の最も大きな柱を打ち立てられるに当りまして、国民年金の構想ですが、この構想を昨年以來、一年間の間にほとんど苦労されたと思うのですけれども、大体こうした社会保障制度の大きな柱の根柢をなす所得保障と医療保障との関係は一体どう考えておられるのかどうか。これは単に一定の所得を与えるのみで、国民の社会保障は確立するわけではない。病気になるたとき、医療費の保障、もう一つは教育を受ける人とする人に対する教育保障、こういうそれぞれ面の総合的の検討が必要だと思ひますが、その総合的検討を加えて後の国民年金制度の提案であつたのでございませうか。

○池田政府委員 受田委員からのお尋ねでございますが、設置法においてお願いを申し上げておられますことは国民年金局を作りますることや、医療制度調査会を作りますることや、あるいはまた省内の事務の配分をいたし上ることなど、いろいろお願いを申し上げておりますが、その中におきまして、年金局を作るといふことが、御指摘のように最も大きな事柄であるわけでありまして、さらにお尋ねの国民年金法を提案するに当りまして、医療保障と生活保障との関係をどういうふうに考えて出されたかというお尋ねでありまして、これはまことに同法案の根本をなす事柄であります。御承知のように医療保障と生活保障というものは、社会保障強化のための大きな柱であるわけでありまして、私も政府といたしましては、この二つの柱を大きく打ち立てるといふことから進発しております。すことはすでにおわかりの通りでありまして、医療保障の大きな柱といたしましては、今国会において昨年の十二月御承認をいただき、成立をいたして、本年の一月一日からすでに実施をしております国民健康保険法がそれであると考へます。生活保障の柱といたしましては、御指摘のような国民年金法の問題であります。これを提案するにつきましては、社会保障審議会の意見も十分これを参考にいたし、その他の方々の御意見も拝聴いたし、また社会党から何年かにわたって御提案を参考をいたしまして、政府はこれを成案をいたして、お願い申し上げておるところであります。従いましてこの政府の案におきましては、あるいは御満足を得ていない点が数々あるかと思ひますが、御満足するけれども、私どもといたしましてはスモール・ピギングと申しまして、これから後に進発していただんに改めていきたいという

態度をもつて臨んでおりますことを御理解いただきます。

○受田委員 今回こうした構想のもとに所得保障の一環として国民年金制度を置いたということでありまして、今回の厚生省設置法の中に示されている年金局の構成とその定員、その具体的な内容と同時に、そういう構成、定員を置くに至った理由、すなわちどういう事務量をもつてこれだけの人間が要るか、こういう役所を置くか、市町村ではどういう政令で定めるところによつて費用を出して、そして仕事をさせるのか、府県との関係はどうするのだという概要をお示しいただきたいと思ひます。

○池田政府委員 今お尋ねの詳しいことにつきましては他の政府委員からお答えをさせていただきますが、本省におきまして国民年金局を設けることは絶対必要なことであるわけでありまして、昨年の夏以降でありましたか、設置法におきましてはまだお認めをいただかない前から、同法案の提案につきまして準備をいたしますために、小山事務局長以下三、四十名の者を集めてきてこれに努力をさしていただいております。幸いにいたしまして同法が成立いたしました後におきましては、もう御理解の通り事務量が相当ふえるということも御案内でありますので、私も厚生省といたしましては、どうしてこれを認めていただきたい、こういうことをお願いいたしております。なお府県におきましても、国民年金課というものを置くことをお願いいたしております。また最末端の郵便局あるいは市町村につきましても、それぞれの事務量を配当いたしましてこの事務を担当し

ていただく、こういう仕組みに相なっております。

○森本政府委員 ただいま御質問の点でございますが、本省におきましては年金局を設置いたします。年金局の定員は局長以下六十名でございます。内部の課の機構はもっぱら行管当局と折衝中でございますが、大体四課ないし五課を置く予定でございます。課の仕事としては、一応庶務的なものが一つ、それから無拠出年金の業務を所管する課が一つ、それから拠出年金の業務を所管する課が一つ、それから今後年金の通算等の問題がございますので、あるいは制度の改廃等の問題がございますので、さようなことをいたします調査室と申しますか、そういう仕事をやる課が一つ、それからいろいろ年金の数理、統計の問題もありま

す。数理と申しますか、統計と申しますか、そういう業務を所管する課が一つ、大体今申しましたような四課ないしは五課になるかもしれませんが、その程度の規模を考えております。それから地方におきましては、各府県に千七百四十名の国家公務員を配置いたすことになっております。従いまして通常の各府県におきましては課を設けます。それから東京都のような大きなところにおきましては部を設置して、その下に二課あるいは三課を設ける必要があると思ひます。それから地方におきまして業務の仕方は、府県に年金課がございますので、その下に社会保険出張所というものがござい

ます。きませんが、拠出制が始まりますとそれを使うことになりま

す。それからその下に市町村に事務を委託する予定でございます。市町村につきま

は、たゞいま御指摘のように、昭和三十六年の三月末日までにこのことは法律をもって定めます、こういうことで御説明を申し上げておるのであります。その構想等につきま

しては、現在いろいろと研究しておる段階でありますので、どういふふうにいたしますかというところのお答えができませんところを御理解願いたいと思ひます。

○受田委員 そうすると、スタートする場合の職員は本省が六十名で地方が千七百四十名、残りは市町村に委託する。そこで問題が起るの

であります。まず厚生省としては、三十六年の三月末までに公的年金と国民年金との調整のための事務を進めておきたいということ

でございます。公的年金と国民年金の調整をどうするかという構想がなくして、国民年金がスタートするということ

は、先ほど私が御説明申し上げましたが、先ほど私が御説明申し上げましたように、すでに目下研究中である、こういうこと

○池田政府委員 国民年金法が成立をいたしました

と、現在すでに行われております。他の公的年金法との調整の問題が当然に起って参るのであります。今の法案におきま

しては、その調整をいたしますという根本は書いてありますが、法文上具体的

なことが示されておらないのであります。この点は質問等が今までも盛んに行われたところ

○池田政府委員 今のお尋ねであります

が、先ほど私が御説明申し上げましたが、先ほど私が御説明申し上げましたように、すでに目下研究中である、

こういうことでございます。どういふふうにするかというお示し

ができません。幸いに研究をしております者から研究しておる者の構想といたしまして御説明





額が決定されるということになると、ベースアップする以前にやめた人は、おそくやめた人と比べて年金額が低いわけですね。そしてインフレとか何とかいうのを抜きにしても、普通のベースアップ方式で給与が上っていく場合に、そのやめる時期によって年金額の差がある。それで早くやめた者は非常に低いところにおる、こういうことになるわけですね。その後においてベースアップされたからといって、早くやめた人の方が自動的に上る規定が法律に書いてないのです。ところがあなたが出された政府案の方には、そういう調整がとれるように書いてある。だからやめる時期のいかんによって、金額が変わらない前にやめた人はいつまでもそのままだに置いておくわけじゃないのですね。あなたの方のこの案は先へ行ってずっと前に受給権が発生した受給者と、現在やめる人と、受給金額は同じのような形に考えるものじゃないのですか、そこをちょっと……

○小山(進)政府委員 今受田先生がおっしゃった問題に即して申し上げますならば、この規定は生活水準の上昇に対応して調整する分は、そのときに被保険者である人々の年金額でございますので、すでに受給権が発生してしまっている人々の年金額までさかのぼって引き上げるということは、生活水準の上昇との関係においてはまず原則としてはあまり起らない。そういう問題が起きるのは非常にはなはだしい物価水準の動きというものがあつたとき、これはこういうような考え方の案でございます。

○受田委員 そういう解釈でありますと、ちょっと問題があると思うので

す。「保険料の負担を伴うこの法律による年金の額は国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に應ずるための調整を加えられるべきものとする。」年金の額はとあるのですから、その年金の額は、たとえば十年前に、六十五才に達して四万二千円もらった。十年後に一般物価は倍になる。これは考えられることですね。そのときには国民生活の水準がその倍になって、四万二千円が八万四千円になっておる。しかし十年前にやめた今七十五才の老人が、依然として四万二千円もらうということになるのでしょうか。そこをお答え願いたい。

○小山(進)政府委員 第四条の主として考慮いたしております問題は、現在被保険者である人々の受けるべき年金額についての問題でございます。しかし先生がおっしゃるように十年の間にもし非常にはなはだしい物価水準の動きがあった。小さいインフレともいふべき大きい動きがあったということになりますれば、おそく現在被保険者である人々が受けるべき年金額の調整に、経過措置としてまたしかるべき方法が考えられなければならないか、かような関係に相なるかと思ひます。

○受田委員 この法律を忠実に読むときは、その年金の額が変動後の諸事情によるための調整が加えられるということになっておりますので、年金の額が変るといふことは、そのときまだ保険料を払っていた人も、すでに受給権者になつておつた人も、同じように年金の額が変るといふ解釈の仕方では

ると思うのですが、そうでなくして、これは年金をもらう段階において、ちやうどその場に当たった人が物価水準で変動するということの意味にこれを作られたわけですか。

○小山(進)政府委員 第四条が意図しておりますぎりぎりの内容は、先生のおっしゃる後段の方でございます。それはこの制度が現在のところ完全積み立て方式をとっていることから、さような解釈に相なるわけでございます。しかし先生がおっしゃったような、別の場合の調整措置をこの規定が禁じているかといふは、決してそういうわけではないのでございまして、そういう場合におきまして積み立て方式の場合に、そのときの事情によって一部賦課方式も入れる、もちろん相当多額の経過措置としての国庫の財政的な援助も入れる、こういうことをいたしまして、そのときまでにすでに受給権が発生して年金を受けている人々の年金額を調整するということは、そのときの事情に応じて当然検討され考慮されるべきものだと思つております。

○受田委員 そうすると第四条の一項の規定は、すでに受給権の発生しておるものの年金額の調整は一応原則として対象にしておらぬ、かように了解してよろしいですか。そういうことになりますと、たとえば今日二十五才で初めて保険料を払い込んで、六十五才になつて受給権が発生する人の場合を考えて、四十年先で、不安定な状況で、貨幣価値がどのように下落するかわからぬ立場で、毎月百円とか百五十円とかいうきまつた金を払う人は、よほどの勇気が要ると思うのですね。やめるときは情勢が、すでに受給

権が発生するとそれから先は動かぬのだ、六十五才の人が百まで生きても六十五才のときの年金額が原則で動かぬのだ、こういうことになってくると私は非常な不安があると思うのです。この問題については、年金額は受給権の発生したものに對しても移動するという形で、それが自然に調整されるという形に考えておかれたいと、国民生活の水準に即するといふ意味からは非常に不都合なことになりませんか。法律に私が申し上げた法の解釈を盛るような形にしておく方が、その点においては国民年金の性格に合うのじゃありませんか。

○小山(進)政府委員 生活水準の上昇は漸次的に出て参るのが一般の例でございますので、実際のあり方を総合してみますと、五年ごとの財政の再検討の際に、その間にどの程度の生活水準の上昇があつたか、五年前に持つべき年金の意味と、五年後に持つべき年金の意味との間にどういふ違いが出てくるかといふことが検討されて、そのつど必要があれば年金額が改訂をされる、こういうことになると思ひます。で、原則的な場合としては十分生活水準の上昇には対応し得るものと考へております。ただ先生は、生活水準の上昇とあわせて、物価水準の下落とでも申しますか、それを絶えず頭に置いておられるわけでございますけれども、一応年金制度においてこの問題をどう考へるかといふことは、これはもう永遠の宿題になつておるわけでございますが、この制度では物価水準のそうはなはだしい下落というものは一般的には前提にしない。それがあつた場合には当然そのときの事情において調整を考

える。これはどの年金制度でも同様だと思ひますが、さうに考へているわけでございます。現に私もイギリス、アメリカ等の長期にわたる物価水準の変動を検討してみましたところ、物価水準としては、イギリス、アメリカはこの間の第二次世界大戦の當時において若干の移動がありました程度で、そう動いておりません。従つて正當の経済的な発展のもとにおきましては、物価のやや微弱的な動きはあり得ても、そう激しい動きはないという前提をとつてスタートをして差しつかえありません。かように考へておるわけでありま。

○受田委員 現に、これは一例を公的年金の恩給法にとりまが、恩給法の受給者の中で、あるいは扶助料の受給者の中で、まだ年額一万円に足らない扶助料をもらつておる人がおるのです。長期にわたつて国家の公務に服しておる人の奥さんが、月に千円にも足らないような、今度の国民年金の無拠出年金にも足らないような、年額一万円にも足らぬ扶助料をもらつておるといふ事例がたゞさんあるのです。それをこらになつておるわけですから、物価の上昇に伴う国民生活の水準の変動に應じた措置が公的年金ではやられてない、そうした実態がたゞさんあるわけですね。今度の国民年金の支給に當つては、長期にわたつて国家の公務に従事しておる人の奥さんが、一万円にも足らぬ公務扶助料をもらつておる、あるいは普通扶助料をもらつておる、そういう人はその分だけは国民年金から差し引かれるのじゃないでしょうか。どうなつておるのですか。

○小山(進)政府委員 そういふ方に

は、先生のおっしゃる通り、この援護年金とあわせて、少くとも援護年金の額だけはお手元に届くようにいたしております。

○受田委員 その援護年金の額というのは今の扶助料ですか。その場合の調整はどういう形にしますか。それから一万円の場合と一万五千円の場合と二万円の場合と段階があるわけですが、具体的にその調整をお示し願いたい。

○小山(進)政府委員 もしその方が援護年金の老齢年金を受けられる方であって、その人の受けておられます恩給が一万円であったということになれば、二万円だけ援護年金として差し上げる、こういうことになります。

○受田委員 総額においてはちっとも国民年金の恩給はないわけですね。

○小山(進)政府委員 恩給と申しますとちっとも語弊がございますが、二万円だけは援護年金として差し上げる、あとの一万円は従来通り恩給として受けていただく、こういうことになります。

○受田委員 そうすれば、結果的には国民年金制度がしかれてもちっとも恩給はないわけですが、それをもらっていただくのも一万二千円もらえるのですから、そうでしょう。そのような公務扶助料、普通扶助料をもらっていただくのも当然一万二千円もらえるのですから、二万円を差し上げるなどというそんなごまかしでなく、国民年金が施行されても、扶助料をもらってでももらわなくても同じことになるという御答弁を願いたいのです。

○小山(進)政府委員 この問題は基本的な問題でございますが、国民年金制度が企画されます当初から、現在恩給

給なりあるいは年金をもらっていない気の毒な方がたくさんある、こういう方々に何とか年金を差し上げるようにしたいという趣旨で立案されておりますので、結果的には、先生のおっしゃる通りに、現在の段階では、ほかの制度で恩給なりあるいは年金を受けておられる方々には御遠慮を願う、こういうことになっておるのでございます。

○受田委員 そうした問題がしばしば起るほど、公的年金の実態も容易でないので。そうして私的年金と調整をはかろうとしたって、何ら実質上の利益のないような形に追い込まれておる。ここに一つの問題があるわけなんです。そういうものに對する経過措置を何らかの形でとって、それを漸次統合する努力がされていらない。ただ二万円というのは、結局はほんとうにごまかしなんです。そういう意味で、時の流れ、経済の動きに応じて犠牲者になつてきている人がたくさんあるわけなんです。その問題が国民年金の場合には救われておらなければならぬわけですね。あなたの今のお説でいくと、堤氏のお説じゃないが、全く民間保険の経営者と同じことなんです。そういうことになると、国民年金は非常にさびしいものになるけれども、私は、国民年金と私的年金との調整については、ある程度の構想を打ち出して、ごく少額の部分の公的年金を受ける者に対する経過措置のごときは、ある程度講じておくという配慮が必要じゃなかったかと思う。そうした問題については一切目をつぶって、全然もらっていない人の場合を考へる、こういうことを今言うておられるわけですが、これは厚生

省として、特にあなたの方は、今まで厚生年金保険というあなたの方の所管の分しか扱っておられないので、ほかの公的年金の検討が十分できておられない。さっき申されたような標準報酬方式の最高がきまっておるような厚生年金と違うのです。そのほかのものは、厚生省の所管以外はきまっておるのですから。従来の厚生省というものは、物事を慈善事業と考えようという形になっており、一方は権利として考へようという形になっておるので、そういうところ食い違いができたわけですから、そういうものは今度の国民年金制度を作られるときに、国民の権利として国家に要求する権利を認めたものと慈善事業的な性格を持つものとの調整、今度の国民年金との比較検討というふうなものを、もっと高い観点から十分御検討いただいて、二年間を待つまでもなく、すでに今日までにある成案を私は持っていただいたが回らなかつたと思うのですが、そういう基本構想を持って出発されないと、社会保障の最も大きな柱の国民年金というものの對する一つの不安があり、また四十年前に、不安定のままでも今から百円、百五十円かけたって、実際に事務をやられるときになってみたら掛金がからぬというふうな事態になつてくると、厚生省、政府は面目をはずすわけですから、その意味においては、政府が国民に納得してもらへるような一つのりっぱな対策を用意して當ていただかなければならぬと思う。

それからこの法案の中に、遺族年金あるいは扶養家族の加給、こういうふうなもの萌芽もある程度あるわけ

すが、受給権の停止という場合、たとえば重大な犯罪を犯したとかいうようなものは全然考慮しない、それは国民年金の上からは停止条件の中に入らない、停止はいかなる場合でも、そういう場合にはやらない、公的年金の持つ停止条件の中には考えない、そういう御方針ですか。

○小山(進)政府委員 ただいま先生が仰せになった問題は、この年金法案では二つ出て参るわけでございます。一つは、年金給付を受けるに付いて、その直接の原因となつたような事項を故意に生じさせたような場合には年金を支給しない、これは従来一般の公的年金でとられていた原則と同様でございます。それからもう一つは、援護年金につきましては、現在監獄とか労務場等に拘禁されている人々には、その間援護年金の支給を停止する、かようにいたしております。

○受田委員 援護年金だけですね。ほかの一般の年金の方はどうなのです。

○小山(進)政府委員 これは当然掛金を納めて、それに対応する一定の期間のうちに一定の給付を受ける、こういう仕組みにしておりますので、監獄、労務場にいるに付いては、これは関係させるべきではないという考え方が、さようにいたしておるのでございます。

○受田委員 援護年金の場合にそれを取り上げて理由はどうなのですか。

○小山(進)政府委員 援護年金は、申し上げるまでもなく全額国費をもって

支出する年金でございますので、どうしてもこういう場合には、こういうような制限がある程度加わることは当然だと思つておるわけでございます。

○受田委員 全額国庫という今のような公的年金の性格のものは、今までそういう措置をとられておるので、その二千万分の援護年金の場合、今私が例をあげた場合ですが、二千万分の援護年金——もし援護年金の対象にならないで、国民年金の対象になる場合、無拠出の場合、これはどういうことになりますか。

○小山(進)政府委員 今申し上げました援護年金というものが無拠出の年金でございます。その場合には監獄、労務場にいる間だけ支給を停止する、出てくればあげる、こういうふうにしておるわけでございます。

○受田委員 牢獄におる間だけ停止する、それ以後は停止させない、それは金額負担であるというところに差別をつけることには、私また非常な問題があると思うのですが、国民年金が同じスタートをしておるときに、無拠出の制度、援護年金ということになると、監獄に入るときには停止する、それから拠出すれば停止しない。拠出といつても国庫は半分負担しておるわけですから、半分負担した場合に監獄へ入つても出すが、金額負担すれば出さぬという根拠は——出さぬのならみんな出さぬ、出さぬなら出さぬ、半分なら半分の責任というものを示す必要があると思う。その分別が明らかでないのです、いかがでしょう。

○小山(進)政府委員 全額国費でまかなつております無拠出の年金である援護年金については、こういう考え方も

あるのであります。およそその人の生活が公けの施設とか何かによって維持されているような状態にある場合には、援護年金はその期間だけ出さなくともよろしい、こういう議論もあるわけでございます。そういうふうな議論を徹底させて参りますと、たとえば療養施設に入っております場合とか、あるいは療養所に入っておりますような場合にも、すべて支給停止をするという事になりますを得ないわけでありまして、それはどうも実論として少し無理があるということで、社会通念から見てもその間停止されても仕方があるまいと思われような、監獄、労働場にいる間というもののだけ支給停止をする、こういうことにいたしておるわけでございます。

○受田委員 なるべく審議を促進する意味で、私は強迫をしません。そこでさらに機軸の問題ですが、六十人の本省の職員、千七百四十名の地方の国家公務員、この職員を算出した基礎、事務量と定員とをどういうふうに結びつけられたか、その具体的な説明をしていただきたいと思ひます。

○小山(進)政府委員 地方の千七百四十人の算出の基礎になりましたのは、明年度から実施いたします無拠出の年金制度を都道府県を通じて処理させる場合に、事実上必要とされる事務量をもとにいたしまして出したものでございまして、従来の社会保険で行なっております経費、あるいは引き揚げのいろいろな仕事を処理する場合に得ました経験というふうなものももたないできめられたのでございます。それから本省の六十人というのは、本省におきましては明年度から援護年金の実施事

務のほか、国民年金制度全部についての企画及び実施を進めて参らなければなりませんので、それをもとにいたしまして、とりあえず明年度において必要とされる人間というものをもとにして定めたものでございます。

○受田委員 とりあえず必要とされる人間——再来年度はまただけだけ要るかという事は今未検討で、とにかく場当りの本省に六十人、地方に千七百四十人、現状は場当りの人員配置ということになる。率直に申して、将来の総合的、統一的計画という事はわからないで、さしあたり場当りのしかならないということになるのでしょうか。

○小山(進)政府委員 場当りのというわけではないのでございまして、明後年以降におきまして、先ほど来先生の問題にしておられますところの通算調整の方法がどうなるかということに、応じて、厚生省でどの程度人間を意図しなければならぬかという問題が違つて参るわけでございます。その点に今後動く因子が一つございまして、それから同じようなことでございまして、数理の計算等を統括して参るといふことになりまして、それに依つて若干人間の増加を考えなければならぬ。そういう意味合いにおきまして、明後年度以降は人間がふえなければならぬ因子がある。それからもう一つは、三十六年度から拠出制の年金制度による保険料の徴収を開始いたしますので、本格的に動き出しますので、その方面にさらに補強が必要になって参る、こういうような事情になっておるのでございまして、内部的にはこのような場合におよそどの程度の人間が要るかという

ことは検討されておりますけれども、もちろんこれは何と申しましてもわれわれの希望というものが中心になっておりますので、われわれはそうは思ひませんが、客観的な立場から見ましたならば、どうしても多過ぎる人数に落ちつくという傾向がございまして、まだ申し上げるような段階にはなっていないわけでありまして。

○受田委員 この千七百四十名の中に、調達庁の職員を百名、農林省の統計に關係する職員を百名というように、他省から融通する。農林省などは、そのために百人は減員になつていくというふうな、いわば他省からの人員かき集め方式による国民年金構成というふうな形になつておると私は思ふのです。こういうふうな形ではなくて、もう少し筋を通して、たとえば農林省の人を百人やめさせなくても、農林省は農林省でそのまま置いて、適材者があれば統計の方の専門家を適宜に転出させるという方針でやつていけばいい。何かそこに無計画で、各省の人員整理にかこつけて、向うの方はもつての辛いだというので、人を減らすというふうな形に利用されている傾向がある。これは利用されているとは思ひません。

○小山(進)政府委員 私どもは利用されているとは毛頭思つておりません。しかし他方において、いろいろな事情からいまして職場を離れるという事情に置かれる人である人であるならば、喜んでふえる方においてお迎えすべきである、かように考えております。

○受田委員 この問題は、厚生省が利用されている傾向があるというのは、この年金局ができる機会に人員を整理しようという形に利用されるおそれがある。むしろ厚生省は、そういう他省の人員を減らしてまで厚生省の方をふやすというふうな、そういう犠牲者をする自分の方に引き受けたくないという形で、人員を適材に集めるということなら筋が通ると思う。これはあなたとしては初めそういう結果になつたことを、内心では遺憾に思つておられると思うのですが、各省にわたる人材を吸収するという形で出発されるのか。特に国民年金などの社会保険には、相当大きな期待を国民に持たれているのですから、こういうところへ来る職員は非常に希望を持って来ると思うのです。ですからあなたの方は犠牲者がないというように努力されなければならぬと思う。

もう一つ、これは地方の場合ですが、私各県の事情を一々聞いておるのですが、これはあなたの方の国家公務員の地方の配分にかこつけて、地方の人員整理をその方へ適宜に転用させようという動きもあるのです。だから地方はその分はふえるのではなくて、その分は減つていくという形になつてくる。こういうことも地方の人員整理にかこつけて、国家公務員たる地方職員が振り落とされるということではないか。これも純粋な形でなければならぬ。国民年金というものがスタートにおいて汚れてはならないというふうな指導されておりますかどうか。

○小山(進)政府委員 仰せの通り話し合ひを進めております。それから受田先生のお言葉でございますが、私もほとんど必要なる人員を要求して、さしあたり必要なものを計上してもらつたわけでございます。ただたまたまよそにお気の毒な人ができたならば、それはやはりふえる場合にまず優先的にそういう人たちをお迎えする。これは私も私どもとしては当然な態度だと思ひますので、これは他省との關係におきましては省内外にございまして、さらに省内においても、あるいは府県との關係においても、人物は十分厳選しなければならぬと思ひますが、態度としては喜んでお迎えするということにしていきたいと思ひます。

○受田委員 最末端の町村の問題ですが、町村に今のように一人当り五十円という単価で計算されておりますが、こういう形で実際に事務が出来ますかどうか。私は町村事務の実態をよく知つておる一人でございまして、調査はなかなか容易なことではない。たとえば遺族年金であるとか、厚生省所管の戦傷病者の調査でも、または未帰還者の調査でも大へんな事務量であつて、これに報いる金額は少い、ということになつておるのですが、この計算は実態に即しての計算でしょうか。まあこれで一応やつてもらつて、そのあとで適当に調整しようというアドバンスの意味なのか、お答えを願ひたい。

○小山(進)政府委員 この費用は、現在実際に市町村で国民健康保険をやつております実情をもとにいたしまして、算出をしているのでございまして、ある程度のゆとりを見ているつもりでございます。しかし実際にやってみて足りない場合におきましては、もちろん明年度以降十分検討するつもりでございます。

○受田委員 これは実際にやつてみれば、相当むずかしい問題にぶつかると、

たわけでございます。ただたまたまよそにお気の毒な人ができたならば、それはやはりふえる場合にまず優先的にそういう人たちをお迎えする。これは私も私どもとしては当然な態度だと思ひますので、これは他省との關係におきましては省内外にございまして、さらに省内においても、あるいは府県との關係においても、人物は十分厳選しなければならぬと思ひますが、態度としては喜んでお迎えするということにしていきたいと思ひます。

○受田委員 最末端の町村の問題ですが、町村に今のように一人当り五十円という単価で計算されておりますが、こういう形で実際に事務が出来ますかどうか。私は町村事務の実態をよく知つておる一人でございまして、調査はなかなか容易なことではない。たとえば遺族年金であるとか、厚生省所管の戦傷病者の調査でも、または未帰還者の調査でも大へんな事務量であつて、これに報いる金額は少い、ということになつておるのですが、この計算は実態に即しての計算でしょうか。まあこれで一応やつてもらつて、そのあとで適当に調整しようというアドバンスの意味なのか、お答えを願ひたい。

○小山(進)政府委員 この費用は、現在実際に市町村で国民健康保険をやつております実情をもとにいたしまして、算出をしているのでございまして、ある程度のゆとりを見ているつもりでございます。しかし実際にやってみて足りない場合におきましては、もちろん明年度以降十分検討するつもりでございます。



ると思うのです。そうして国民年金に支障が起るということになると、厚生省のお立場が非常に濁ると思います。従ってスタートに当っては国民年金制をしくという構想のもとに、思い切った措置をとることが必要だと思ひます。

まだ千島ヶ淵の戦没者の墓苑の問題がありますが、ほかの方の質問もありますので、これは明日にいたします。

〔平井委員長代理退席、受田委員長代理着席〕

○受田委員長代理 次は恩給法の一部を改正する法律案を議題として質疑を許します。平井義一君。

○平井委員 賞勲部長にまずお尋ねいたしますが、金鵄勲章を授与された者が昭和十五年四月二十九日まで年金をもらえたが、その後は一時金になって参りましたか、どういうふうな経過で参りましたのか、また今日金鵄勲章を受けた者の人数をお知らせ願ひたい。

○吉田(威)政府委員 金鵄勲章年金は制定以来ずっと続いてきたのですが、昭和十六年に従来の金鵄勲章の年金を廃止いたしましたので、従来の年金を一時金にいたしましたのであります。その理由は、当時金鵄勲章年金の意義というものが正確に了解されませんでした、あたかも普通の恩給と同じように解されてくる傾向があった。それで金鵄勲章年金は当時の考えとして、どこまでも勲章に伴うところの恩賞でありまして、恩給のごとき給与的な色彩を持ったものではない。これは年金の形で給付されたために、実際上恩給のようなものと混同されておった。こうした事情のために年金の増額運動等も当時、あるいはその以前からございましたので、こ

うしたことが考え方としておもしろくないということ、昭和十五年四月二十九日以後の分につきましては年金として給付することを廃止いたしました。一時金として給付するという事になったのであります。

そこで現在金鵄勲章の年金を授与された者はどのくらいあるかと申しますと、これは御承知のように昭和二十一年に年金が廃止されましたので、届出等がございませぬ関係で正確な数が実はわかっていないのでございまして、推定で一萬五、六千あるかと思ひますが、廃止当時一萬七、八千ありましたが、従来受給しておられました方々は、大体高齢の方々がおられましたので、相当減少して、あるいは一萬五、六千を下回っているかもしれませぬ。

○平井委員 総務長官にお尋ねします。金鵄勲章年金授与の復活ができませんのは憲法第十四条によるものでありますが、今日文化勲章を授与された者に年金を支給される道が開かれておる。これは憲法第十四条としてどういう関係になっておると思ひますか。

○松野政府委員 御承知のように文化勲章の受章者が、直ちに年金を受給する者とは一致はいたしていません。本年も文化勲章は五名でございまして、年金受給者は十名でございまして、このように人員においでも必ずしも一致しておりません。すなわち文化勲章をもち資格者の選定というものと、文化功労者年金を受給する資格者の選定というものは、おのずから二つの別のもので実施されておりますので、過去におきましてもうそういう運営で文化勲章直ちに年金という考えにあらずして、二つの法律と二つの選考に

よつておのおの違った方々がその範疇に入っておられます。しかしもちろん文化勲章をもちた方も年金の中に入っている。年金をもちた方が直ちに文化勲章受章者にあらずという差はございませぬけれども、一応選考の基準は別な範囲でやっております。

○平井委員 昨年の内閣委員会で前松総務長官は、この金鵄勲章年金を受けた旧軍人に対する所遇については、十分検討の上すみやかに処理をしたい、何とかこれを解決したいといふ答弁をいたしておりましたが、松野総務長官に対して何かこの点引き継ぎがあったかどうか、お尋ねいたします。

○松野政府委員 昨年四月四日の本委員会において、政府から実は恩給問題についての項目がたくさん出ておりますが、その中に金鵄勲章受給者の軍人に対する所遇改善についてという項目が一つあったという記録を引き継ぎのときにいたしたまいました。その後この問題につきましては金鵄勲章のみならず、恩給総体的な中において当然検討すべきものだといふわけで、今日もその思想は変わっておりません。なお検討を続けておるわけでありまして、いかにせん当時の恩給法の完全実施があと二年間かかりますので、その二年間の推移を見て、この問題はどれ一つ考えましても相当重要な問題でありますので、一つ一つというよりも、その恩給の完全実施を目標にいたしたあとにおいてこの問題は当然研究すべきものだというので、今日も変わらず検討を続けております。

○平井委員 金鵄勲章を授与されておる軍人は大が恩給をもらつておるわけでありまして、金鵄勲章を授与されながら恩給の恩典に浴しないという人がどのくらい推定されますか。これは賞勲部長から……

○吉田(威)政府委員 先ほど申し上げましたように、金鵄勲章を授与された人であつて、従来年金を受給しておられた方で、終戦後駐留軍の指令によりまして、これらの年金は軍人恩給と同じ時に停止されたわけでありまして、この人数は先ほど申し上げました一萬五、六千……

○平井委員 質疑応答はやめまして、私の質問だけ簡単に質問いたします。いろいろの問題がありまして、これはもう憲法第十四条で廃止になっておるとすれば、これは恩給から切り離して、何かの方法でこの人たちの助けるといふことを検討しておりますか。具体的案があれば、まず松野長官にお尋ねいたします。

○松野政府委員 金鵄勲章の受章者及び受給者は、過去におきましては相当日本の国家的目的のために大いに功勞された意味で、こういう特別な栄典が与えられておるといふことは歴史の示す通りであります。憲法が変更されて、非常に大きな変革により、金鵄勲章そのものが廃止になり、それと同時にこの年金も廃止になった。しかも憲法には新しい条文が制定された。こういう大きな変革のために、私個人で考えますと、相当の高齢者であり、しかも日本の歴史の一ページとしては大きな功績をたたえられた方が、今日時代の変わりによって非常に不遇な立場におられるといふことは、個人の立場からいって見のがしてならないことだと存じます。さて立法として政府が考えますときには、憲法の制定により非常

に立法技術においては苦勞するところがございます。従つてもしこの問題を取り上げるといたしますならば、金鵄勲章そのものは廃止されておりますので、何らかの意義でこの方々に対するものを制定する以外には、金鵄勲章という言葉あるいはそれに付随する年金という言葉では、憲法の建前上政府としてはなかなか立法ができない。何かの意義を含めてその方々に対する所遇を考えるならば、私は道かないとは思ひませぬ。金鵄勲章そのものという言葉で端的にいきますと、各種の条文にふち当るのではなからうか。従つて何らか国家的行事について多年の功績があつて、非常に高齢でしかも国民として模範とするに足るという意味ならば、これは憲法の条文とはおのずから別な意味が出てくるだろう。そういう考へで、私個人としてはいろいろ案をめぐらしておりますが、いかんせん、ほんとうのところ検討中そのものでありますので、まだ案を示すわけには参りませんが、私どもの構想を言えとおっしゃれば、こういうことは一つの構想にはなり得るだろう。しかしそこまでいくかどうかといふことは、各種の問題がまだございしますので、私の氣持としては、ほうつておいていいのだという断定まではむずかしいのではなからうかと思ひます。

○平井委員 今日自衛隊という昔の軍隊にひとしいものができておるが、これがいかに訓練をしても、皆さん御承知の通り国民から崇拝される模範的ななりっぱな自衛隊になり得ない。これはなぜかといへば、幾ら功績を立てても何ら勲章がない、しるしをもらえない。それならおれたちもなまけようじゃないかと

に立法技術においては苦勞するところがございます。従つてもしこの問題を取り上げるといたしますならば、金鵄勲章そのものは廃止されておりますので、何らかの意義でこの方々に対するものを制定する以外には、金鵄勲章という言葉あるいはそれに付随する年金という言葉では、憲法の建前上政府としてはなかなか立法ができない。何かの意義を含めてその方々に対する所遇を考えるならば、私は道かないとは思ひませぬ。金鵄勲章そのものという言葉で端的にいきますと、各種の条文にふち当るのではなからうか。従つて何らか国家的行事について多年の功績があつて、非常に高齢でしかも国民として模範とするに足るという意味ならば、これは憲法の条文とはおのずから別な意味が出てくるだろう。そういう考へで、私個人としてはいろいろ案をめぐらしておりますが、いかんせん、ほんとうのところ検討中そのものでありますので、まだ案を示すわけには参りませんが、私どもの構想を言えとおっしゃれば、こういうことは一つの構想にはなり得るだろう。しかしそこまでいくかどうかといふことは、各種の問題がまだございしますので、私の氣持としては、ほうつておいていいのだという断定まではむずかしいのではなからうかと思ひます。

いうようなことで、今日の自衛隊が、いまだに社会党の皆さんから、これならよからうというところについておらぬ。それで私は、昔の金鵄勲章に値する勲章を非常に功勞のあつた者にはやる、こういうようなことがなければ、自衛隊はできてもりっぱな自衛隊になり得ないと思う。この点を松野総務長官も十分考えていただきたい。今日自衛隊を作るならば、また自衛隊の発展をいねがうならば、やはりそのような何か表彰する方法を講じなければ、これはほんとうに日本を守るといふような信念が生まれてこないと思う。そこで、先ほども松野長官が言つたように、これは昔の金鵄勲章復活でなくともいい。御承知の通り日清、日露の戦いに行つて金鵄勲章をもらった人は、皆さんのところにも陳情に来られておるでしょうけれども、はきが山ほど来ておるが、老齢でいつ死ぬかわからぬ。しかも子供は死んで孫と二人住んでおる、何とかわれわれを救うてくれないう意味において、これはほんとうのことを言えば今国会で私は決定してもいい。そうしなければ、恩給法の改正などは与党の私が反対しなければならぬ。こういうことを考えましたときに、すみやかに決定をして、こういうふうな方法をとるということをお内閣が示していただかなければならぬ。日清、日露は決して侵略戦争じゃありません。世界のどの人に聞いても、日清、日露戦争は侵略戦争といつておらない。社会党は戦争は侵略戦争だと銘を打たれておるが、この七十五才以上、しかも国会に陳情に来る人は八十才を過ぎておる。われわれは年寄り

を立てる意味においてもこの人たちが救わなければ、いろいろな法律ができて人情的な法律ができない。こういう法案は私は社会党も大賛成だと思ひますが、決して金鵄勲章の復活じゃございません。困つた年寄り、かつては日本のために功勞を立てた人ですから、是が非でもまだ国会はしばらくあるのでありますから、この国会中に一つこういうことにしたい。八十才以上だから、もうあすにも死ぬかもしれない。しかもたつた一万五、六千人だから、今国会でせひともこういう方法で助けてやろう。あるいは十年間に助けてやろうとか、五年間ことしから幾らかずつやろうとか、十年間、年一百万ずつやっても十億円です。年に二億円やっても五年間で十億円です。そういう方法を松野長官のときにやれば、松野長官はほんとうの活躍場へ行くのです。人間的にこれだけの功徳は私はないと思う。これは人を助ける意味においても、また政治を行う上においても、是が非でも今国会ではじめをつけていただきたい。あの陳情者、あの老人の姿を見たときに、どうしてもけじめをつけてやらなければならぬという気持ちに迫られるのでありますから、是非でも今国会の末までには松野総務長官から、こういうふうにしたという御返事を私はぜひ聞きたいと思ひます。その上において恩給法の改正に私は賛成するかせぬかを決定したいと思ひます。一つその信念、お気持ちを聞かしてもらつて私の質疑を打ち切ります。

○松野政府委員 おっしゃる通りに、私自身においても、この問題は精神的には非常にお気の毒だと真に思つております。同時に極楽に行けるかどうかそれはわかりませんが、この会期中に恩給法の改正という問題も出るかもしれないけれども、なるべく私の立場といたしましては、たくさん項目が並んでおります。その一つ一つをあれ見ても理論があることで、一つを取り上げるならば他の理論に波及しはしないかという心配が私の立場であります。しかしながら金鵄勲章も平井委員のおっしゃる通りに非常に大きな問題でありますから、この国会中にもなお検討を続けまして、結論が出ましたならばさつそく御報告を申し上げます。

○受田委員長代理 この際私から政府に質疑を一言しておきます。今の問題に關連して、死亡者に対する現行位階勲等制度の基準というものを伺いたいのですが、鳩山元総理に大勲位が授与された根拠はどこにあるか、お示しを願ひたいと思ひます。

○松野政府委員 今日、死亡者だけに位階勲等の授与、叙勲を実施しておりますが、これはやはり過去におきます実績に相応して、過去の基準そのままではございせんが、過去の基準にある程度終戦後の、いわゆる今日の生存者の叙位叙勲が廃止されましたあとの功績に従つて叙位叙勲を実施しております。鳩山一郎氏は昭和二十一年、いわゆる叙位叙勲制度というものが変わりました以前に、勲章としましては勲一等をお持ちであつたということと、その後における功績によつて基準をきめております。過去におきまして持つておられた叙位叙勲に、プラス新憲法下における功績を加味いたしましたして、実は今回は菊花大綬章を贈ることが妥当だと考えました。新憲法になりまして

からの鳩山先生の功績は相当大きなものがございしました。総理大臣もお勤めになり、日ソの問題を解決され、しかも議会においては最高の永年勤続議員でもございしましたし、その功績をたたえるならば、過去におきまして勲一等をお持ちでございしましたから、当然その上位として大勲位菊花大綬章というものを差し上げた、こういうわけでございます。

○受田委員長代理 いま一つ、現行叙位叙勲は、議員でありあるいは官僚であるというふうな、生前の地位による功勞というものに重点が置かれているかどうかが、これを一つ御答弁を願ひたい。

○松野政府委員 一応叙位及び叙勲の戦前にお持ちであつた位階勲等を基準にいたしております。ただし戦前に位階勲等を全然お持ちでない方でも、その功績まことに多大である、当然その方の地位として、過去におきましては位階勲等をお持ちでないにしても、今日ならば当然この程度の位階勲等をお贈りすることが妥当だという方には、過去の位階勲等にとらわれず実施した例もございせんが、一応過去における位階勲等をお持ちの方は、過去における位階勲等を基準にして、戦後における国家に対する功績を加味して今日やつております。従つてややもいたしますと、過去におきまして位階勲等がある程度官僚の方が高位高官におられまして、民間の方が過去におきましては非常に低かつたために、今日その方々に加味いたしますとある程度の不均衡があることは事実でございます。しかし一応過去におきまして位階勲等を剝奪するわけに参りませんから、過去に